

公益財団法人産業殉職者霊堂奉賛会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人産業殉職者霊堂奉賛会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、産業殉職者の御霊を慰霊敬仰し、その功績を広く顕彰する精神の昂揚を図り、産業殉職者に係る国の施策に即して、産業殉職者霊堂(以下「霊堂」という。)の奉賛活動を行うとともに、産業殉職者の遺族等に対して納骨、祭祀に関する相談及び必要な援護を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 霊堂に奉安された御霊に対する慰霊式等の祭祀に関すること。
- (2) 霊堂及びその苑内の維持・管理及び環境の整備・美化についての協力に関すること。
- (3) 産業殉職者の遺族等に対する納骨、祭祀に係る相談、援護に関すること。
- (4) 産業殉職者に対する慰霊顕彰及び産業災害の防止の重要性に関する普及啓蒙並びに調査研究に関すること。
- (5) 会報の発行等に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業を行うこと。

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産)

第5条 本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものを基本財産とする。

- 2 基本財産については、適正な維持及び管理に務めるものとする。
- 3 基本財産の一部を処分する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 4 本会は、寄付金を募ることができる。なお、寄付金に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号、第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

4 第1項及び前項第2号から第4号までの書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第10条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、特別の利害関係を有する理事及び評議員を除く理事及び評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議しなければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 本会に、評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定

する大学共同利用機関法人

⑤ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条 この法人は、評議員に対して評議員会出席等その職務遂行の対価として必要の都度一定額の報酬等を支給することができるものとする。

- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員の報酬等に関する規程によるものとする。

第5章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(種類及び開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の召集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、評議員会議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員等

(種類及び定数)

第22条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定

する業務執行理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表して業務を総理する。
- 3 理事長は、会長の下に業務を執行し、事務局を統轄する。会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会の決議に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 会長、理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなくてはならない。
- 4 その他、監事に認められた法令上の職務を行い、権限を行使する。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(理事及び監事に対する報酬等)

第28条 この法人は、常勤の理事に対してその職務遂行の対価として報酬等を支給することができるものとする。

- 2 この法人は、非常勤の理事及び監事に対して理事会出席等その職務遂行の対価として必用の都度一定額の報酬等を支給することができるものとする。
- 3 前々項及び前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事及び監事の報酬等の規程によるものとする。

(顧問)

第29条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問の数は、3名以内とする。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、会長に助言する。
- 4 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 5 顧問の任期は、2年とする。
- 6 顧問は、無報酬とする。
- 7 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会として、事業年度ごとに3月及び5月に開催するほか、次の各号の一に該当する場合に臨時理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を示して、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 監事から会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第1項第2号及び3号に該当する場合は、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会員

(会員及び会費)

第38条 本会に、次の会員を置く。

(1) 個人賛助会員

本会の目的に賛同し、本会に対し理事会において別に定める額の賛助金を納める個人

(2) 法人賛助会員

本会の目的に賛同し、本会に対し理事会において別に定める額の賛助金を納める法人

- 2 賛助会員および賛助会費に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。
- 3 定款の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第40条 本会は、基本財産の滅失による本会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第43条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関する規定は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第44条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事、監事、顧問及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 事業の計画及び報告に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は、戸田順之助及び野見山眞之、業務執行理事は二俣利治とする。
- 4 本会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
渡邊眞知子 萩原晴子 木村裕士 福田雄一 椎谷正 小井土有治 池辺道隆
- 5 第5章及び第7章により、平成24年11月29日付で会長（代表理事）戸田順之助の辞任により、会長（代表理事）藤木幸夫とする。
- 6 平成26年1月24日一部改正
- 7 平成26年6月20日一部改正
- 8 平成27年3月31日一部改正
- 9 平成29年4月 1日一部改正